Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について

1. 就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	(1)就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）											(3)　就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるものの1つに○）					(5)就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものの全てに○）								(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他（内容を（2）に記入してください）	（2）（1）のコの内容	ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受付付け	イ. 随時申請を受付けており、年度当初から援助	ウ. 随時申請を受付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他（内容を（4）に記入してください。）	（4）（3）のオの内容・補足事項	ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. その他（内容を（6）に記入してください。）	（6）（5）のキの内容	ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間給援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他
46	46	30	19	13	32	25	25	44	2	4	5	5	1	0	42	0	3	3	29	3	13	0	0	0	3	3	17	1	4	13	1	5
熊本県	熊本市	○	○	○	○	○	○	○							○						○								○	○		
熊本県	八代市	○	○		○			○							○				○											○		
熊本県	人吉市	○	○		○			○							○						○											
熊本県	荒尾市	○	○		○						○	①申請受付開始前に学校を通じて保護者へリーフレット等を配付 ②地域情報配信メールシステム（愛情ねっと）にてメール配信			○						○									○		○
熊本県	水俣市	○	○		○	○		○							○						○				○	要保護については、申請書提出の必要はありません。					○	
熊本県	玉名市		○		○		○	○							○				○													
熊本県	山鹿市	○			○			○							○				○											○		
熊本県	菊池市	○	○		○	○	○	○							○				○								○	○				
熊本県	宇土市	○	○		○		○	○							○				○											○		
熊本県	上天草市	○	○		○	○	○	○							○				○													
熊本県	宇城市	○		○	○	○	○	○			○	年度途中（長期休暇明け等）に制度のお知らせを配布			○				○										○	○		
熊本県	阿蘇市				○	○	○	○									○	申請期限は設定しているが、期限経過後も随時申請を受け付けており、援助内容（年度当初から援助するか、認定月以降分から援助するか）は都度検討する	○													○
熊本県	天草市	○	○	○				○							○				○													
熊本県	合志市	○			○	○	○	○							○						○						○					
熊本県	美里町			○		○	○	○							○				○											○		
熊本県	玉東町			○	○	○		○							○						○						○					
熊本県	南関町	○					○	○							○				○													
熊本県	長洲町	○	○			○		○							○						○						○					
熊本県	和水町	○			○		○	○							○				○											○		
熊本県	大津町	○		○	○	○	○	○		○					○						○						○		○	○		
熊本県	菊陽町	○			○	○	○	○							○				○											○		
熊本県	南小国町						○	○							○				○													○
熊本県	小国町	○	○	○	○	○		○							○						○						○		○			
熊本県	産山村	○			○			○							○						○						○					
熊本県	高森町		○	○	○	○		○							○						○											○
熊本県	西原村							○			○	新入児童においては体験入学の際に書類を配布			○				○								○					
熊本県	南阿蘇村			○		○		○							○						○											
熊本県	御船町				○			○							○				○											○		
熊本県	嘉島町					○		○							○				○													○
熊本県	益城町	○	○	○	○	○	○	○							○				○								○					
熊本県	甲佐町				○	○		○							○				○													
熊本県	山都町	○			○	○	○	○							○				○													
熊本県	五木村			○	○	○	○	○		○	○	各学校に対して制度を書面で周知している。			○				○								○					
熊本県	氷川町	○			○	○	○	○							○				○											○		
熊本県	芦北町	○						○		○							○	原則アによる受付をしているが、随時相談に応じており、経済状況等の理由により援助が必要である場合は、申請を受け付けている。	○						○	小学新1年生については、申請を希望する保護者が教育委員会に提出する。	○					
熊本県	津奈木町	○	○	○	○	○	○	○							○				○								○					
熊本県	錦町				○		○	○							○						○						○					
熊本県	多良木町	○	○		○			○		○					○					○												
熊本県	湯前町		○		○										○										○	申請を希望する者が民生委員に提出し、面談後民生委員が教育委員会に提出	○					
熊本県	水上村	○						○			○	新入生体験入学の際に資料配布、学校より制度の説明を行っている。			○				○													
熊本県	相良村		○					○	○								○	申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付けているが、事情により申請があった場合は申請月や認定月以降分から援助		○												

都道府県	市町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																							
		<小学校> （1） 実施・検討状況について						<小学校> （2）（1）のカの内容	<小学校> （3）（1）でア と回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校> （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）										<小学校> （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）										<小学校> （6）（5）のコの内容	<小学校> （7） （4）でア、イ、ウ、エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（7の場合）支給時期	<小学校> （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					<小学校> （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を（2）に記入してください。）		ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類に配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他（内容を（7）に記入してください。）			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給額は転居へした場合の対応など、事務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他（内容を（9）に記入してください。）	
46	46	30	2	12	0	2	0	0	30	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	27	0	13	11	9	24	14	3	4	0	1	3	3	0	2	5	8	0	4	4
熊本県	熊本市	○							○										○			○	○	○	○														
熊本県	八代市	○							○											○		○	○		○														
熊本県	人吉市	○							○											○					○														
熊本県	荒尾市	○							○											○		○	○		○														
熊本県	水俣市	○							○											○		○	○	○	○	○	○												
熊本県	玉名市	○							○											○			○		○														
熊本県	山鹿市	○							○											○		○			○														
熊本県	菊池市	○							○											○					○	○													
熊本県	宇土市	○							○											○		○	○		○		○												
熊本県	上天草市	○							○											○		○	○		○	○		○											
熊本県	宇城市	○							○											○		○		○	○	○		○											
熊本県	阿蘇市	○							○											○					○	○													
熊本県	天草市	○							○											○				○		○													
熊本県	合志市	○							○											○				○															
熊本県	美里町			○																														○	○				
熊本県	玉東町	○							○											○					○	○													
熊本県	南関町			○																																	○	新入学に係る学用品費の支給については実施しているが、入学前（町内学校に入学していない段階）での支給については、行う予定はない。
熊本県	長洲町	○							○											○						○													
熊本県	和水町	○							○											○					○														
熊本県	大津町	○							○											○				○	○	○													
熊本県	菊陽町	○							○										○						○	○													
熊本県	南小国町		○									○																							○				
熊本県	小国町	○							○											○		○	○		○														
熊本県	産山村			○																														○	○				
熊本県	高森町		○								○																												
熊本県	西原村			○																																	○	人手不足で対応が困難なため。
熊本県	南阿蘇村			○																															○				
熊本県	御船町	○							○											○					○													
熊本県	嘉島町			○																																	○	他の自治体との重複支給を避けるため。
熊本県	益城町	○							○											○		○	○	○	○	○		○											
熊本県	甲佐町	○							○											○					○	○						○	就学時健康診断の際、委員会から保護者へ説明を行っている。また、町のHPにも案内チラシ・申請書を掲載している。						
熊本県	山都町	○							○										○													○	単独で郵送。						
熊本県	五木村			○																																○			
熊本県	氷川町	○							○											○					○	○													
熊本県	芦北町	○							○											○					○														
熊本県	津奈木町	○							○											○		○	○	○	○	○	○	○											
熊本県	錦町			○																													○	○	○				
熊本県	多良木町	○							○											○		○										○	就学時健康診断時の保護者説明会にて、教育委員会から就学援助制度の説明と書類を配布						
熊本県	湯前町	○							○											○			○		○													
熊本県	水上村			○																													○	○					
熊本県	相良村			○																															○				

都道府県	市町村名	＜中学校＞ （1） 実施・検討状況について							＜中学校＞ （3）（1）でア と回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でア と回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）								＜中学校＞ （5）（1）でウ と回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）						＜中学校＞ （6） （5）のエ及びオの内容	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）							
																												（1） 当てはまるもの１つに○をしてください。							（2） （1）のキの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を（2）に記入してください。）	＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務事務量が増加するから	エ. （入学前支給である）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を（6）に記入してください。）	＜中学校＞ （6） （5）のエ及びオの内容	ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ. 就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他（内容を（2）に記入してください。）	
46	46	32	1	12	0	1	0	0	32	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	28	0	2	5	8	0	3	4	8	3	24	0	0	3	8	11
熊本県	熊本市	○							○										○									○							
熊本県	八代市	○							○											○														○	今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定は行っていない。
熊本県	人吉市	○							○											○								○							
熊本県	荒尾市	○							○											○									○						
熊本県	水俣市	○							○											○										○					
熊本県	玉名市	○							○											○										○					生活福祉資金による貸付を受けるなど、従来の基準を満たした場合、認定。
熊本県	山鹿市	○							○											○										○					
熊本県	菊池市	○							○											○									○						
熊本県	宇土市	○							○											○										○					国の政策等に該当する場合は対応している。
熊本県	上天草市	○							○											○								○							
熊本県	宇城市	○							○											○														○	検討していない
熊本県	阿蘇市	○							○											○														○	現時点では、検討していない。
熊本県	天草市	○							○											○										○					
熊本県	合志市	○							○											○														○	今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯への認定は行っていない。
熊本県	美里町			○																			○	○									○		
熊本県	玉東町	○							○											○										○					
熊本県	南関町			○																						○	新入学に係る学用品費の支給については実施しているが、入学前（町内学校に入学していない段階）での支給については、行う予定はない。			○					
熊本県	長洲町	○							○											○										○					
熊本県	和水町	○							○											○								○							
熊本県	大津町	○							○											○								○							
熊本県	菊陽町	○							○										○										○						
熊本県	南小国町	○							○											○										○					
熊本県	小国町	○							○											○										○					家計の急変を確認するための書類（給与明細書や離職票など）の提出を求め審査を行う。
熊本県	産山村			○																			○	○						○					
熊本県	高森町		○								○																			○					
熊本県	西原村			○																				○			人手不足で対応が困難なため。	○							
熊本県	南阿蘇村			○																				○						○					
熊本県	御船町	○							○											○										○					
熊本県	嘉島町			○																						○	他の自治体との重複支給を避けるため。			○					
熊本県	益城町	○							○											○								○							
熊本県	甲佐町	○							○											○														○	従来の基準をもとに認定を行っている。
熊本県	山都町	○							○										○															○	未実施
熊本県	五木村			○																				○						○					
熊本県	氷川町	○							○											○														○	特に検討していない
熊本県	芦北町	○							○											○										○					
熊本県	津奈木町	○							○											○										○					
熊本県	錦町			○																		○	○	○									○		
熊本県	多良木町	○							○											○													○		
熊本県	湯前町	○							○										○											○					
熊本県	水上村			○																		○	○							○					
熊本県	相良村			○																				○						○					

		4. 就学援助制度の模擬規定・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		(6) (3)で手と回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応										
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由していると思われる者で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を(4)に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を(4)に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を(4)に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および安額を(5)に記入してください。）	テ. その他（内容を(6)に記入してください。）	係数（倍率）	係数（倍率）				ア. 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		(2) (1)にて「ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)で「イ. 反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																									ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他（(3)に内容を記載してください。）		年	月	
		倍	倍																																
46	46	30	31	28	29	27	30	17	12	22	25	16	14	20	25	13	9	16	0	5	37	0	5	1	8	14	3	1	4	0	0	14	14	
熊本県	熊本市	○	○		○		○							○			○				1.313					○						令和3	4	20%未満
熊本県	八代市																	○			1													20%未満
熊本県	人吉市	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○	○					1.3					○						平成24	12	20%未満
熊本県	荒尾市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○			○			1													20%未満
熊本県	水俣市															○					1.3					○						平成29	4	15%未満
熊本県	玉名市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.3													20%未満
熊本県	山鹿市	○	○		○	○	○	○			○	○			○			○			1.3													25%未満
熊本県	菊池市	○	○	○	○	○	○				○				○		○				1.3					○						平成25	4	25%未満
熊本県	宇土市	○	○	○	○	○				○	○				○	○					1.3					○						平成24	12	20%未満
熊本県	上天草市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1													15%未満
熊本県	宇城市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3					○						平成25	8	20%未満
熊本県	阿蘇市																	○			1.1			特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額の1.1倍											15%未満
熊本県	天草市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2				○				○					15%未満
熊本県	合志市	○	○	○	○	○	○		○		○	○		○	○	○		○			1.1					○						平成24	12	10%未満
熊本県	美里町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○			○	1.3			職業が不安定で、生活状態が悪いもの		○						平成25	11	15%未満
熊本県	玉東町																○				1				○				○					10%未満
熊本県	南関町		○		○		○	○		○					○			○			1													20%未満
熊本県	長洲町																	○			1.4													10%未満
熊本県	和水町																	○			1.2													15%未満
熊本県	大津町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○					1				○		○							15%未満
熊本県	菊陽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1				○		○							15%未満
熊本県	南小国町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○																			15%未満
熊本県	小国町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○			1.2													20%未満
熊本県	産山村	○	○	○	○	○	○								○																			10%未満
熊本県	高森町		○	○			○							○																				15%未満
熊本県	西原村	○	○	○		○	○		○	○		○	○	○	○					○				国民年金の掛け金の減免										10%未満
熊本県	南阿蘇村	○	○	○						○	○			○																				15%未満
熊本県	御船町																	○		○	1			経済的に困窮していると、教育委員会が認めた方。										15%未満
熊本県	嘉島町															○					1					○						平成30	10	10%未満
熊本県	益城町	○			○		○	○							○		○			○	1.05			経済的理由により、児童生徒の就学が困難であると認められる者		○						平成28	8	15%未満
熊本県	甲佐町															○					1.3					○						平成24	12	15%未満
熊本県	山都町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.1				○				○					10%未満
熊本県	五木村	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○																				15%未満
熊本県	氷川町																	○			1													15%未満
熊本県	芦北町																○				1					○						平成24	12	20%未満
熊本県	津奈木町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○		○				1.3				○			○						10%未満
熊本県	錦町															○					1.3				○				○					15%未満
熊本県	多良木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			1.1													10%未満
熊本県	湯前町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○			1.3													10%未満
熊本県	水上村	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○					1.1				○		○							10%未満
熊本県	相良村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.1					○						平成30	10	10%未満

7. 令和4年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1） 費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										（5）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	
46	46	45	1	1	6	6	6	38	38	1	6	44	1	1	4	4	4	40	40	0	0	9	7	6	2	2	2	0	0	0	3	45	20	20	20	20	20	5	5	1	2	18
熊本県	熊本市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	4,509								○	○	19,486								
熊本県	八代市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	10,246								体育実技用具費、通学費、医療費：実績なし
熊本県	人吉市	○						○	13,270			○						○	19,900													○			○	20,300	19,701					【学用品費】小1：11,100円、小2～6：13,270円 【給食費】241円×実施回数を支給
熊本県	荒尾市	○						○	11,630			○						○	54,060			○			○	40,020	0					○			○	22,690	20,130					・通学費は、実績がありません。 ・医療費及び学校給食費は、令和4年度予算に計上した単価です。
熊本県	水俣市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	23,763								
熊本県	玉名市	○								○		○						○	54,060													○			○	22,690	20,695					・学用品費等（学用品費、通学用品費及び校外活動費（宿泊を伴わないもの））：1年　13,230円、2年～6年　15,500円
熊本県	山鹿市	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	22,690	19,158					①2年生以上が対象
熊本県	菊池市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	18,382								通学費、医療費は実績なし。給食費の平均支給額は令和4年度の予算計上平均単価。
熊本県	宇土市	○						○	11,630			○						○	54,060			○			○	40,020	4,485					○			○	22,690	22,283					
熊本県	上天草市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0							実績なし	○	○	22,152								通学費及び医療費は支給実績なし。
熊本県	宇城市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	21,225					
熊本県	阿蘇市	○						○	11,630			○						○	40,600													○			○	21,180	20,134					
熊本県	天草市	○			○	14,780	14,038					○			○	19,900	19,900															○	○	23,181								
熊本県	合志市	○						○	11,420			○						○	40,500													○	○	21,304								
熊本県	美里町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0							「通学費」の設定はあるが、実績なし	○	○	24,300							昨年の平均額を記入しております	
熊本県	玉東町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	21,580	21,580					学校給食費については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済支援として、 保護者負担が発生していないため0円としています。
熊本県	南関町	○			○	11,630	11,630	○	11,630			○			○	51,060	51,060	○	54,060													○			○	22,690	22,690			○	実費	
熊本県	長洲町	○						○	11,630			○						○	51,110													○			○	22,690	19,811					学用品費及び通学用品費は合算して支給している。（学用品費に合計した支給金額を記載） 医療費は実績がないため0円とする。
熊本県	和水町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	19,600								
熊本県	大津町	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	22,690	22,678					
熊本県	菊陽町	○						○	13,900		※	○						○	54,060			○	○								実績なし	○	○	19,188								学用品費について、1年生は11,630円。
熊本県	南小国町	○						○	※13,650		1年生のみ11,420円	○						○	20,470													○	○	30,550								
熊本県	小国町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	21,152								・医療費の支給平均額0円は、申請がなかったため。 ・学校給食費の支給平均額は、令和4年度予算計上単価。
熊本県	産山村	○						○	11,420			○						○	20,470													○	○	30,000								
熊本県	高森町	○	○	15,000							※																					○	○	23,675								令和4年度学用品費　1年生17,000円　2年生9,250円　3年生13,530円　4年生15,000円　5年生16,000円　6年生26,750円
熊本県	西原村	○			○	11,630	11,003					○			○	51,060	51,060															○			○	22,690	21,460					
熊本県	南阿蘇村	○						○	15,500			○						○	16,410													○	○	21,890								
熊本県	御船町	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	22,690	21,638					
熊本県	嘉島町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	51,060															○	○	22,690								・学用品費、新入学児童生徒学用品費等、修学旅行費の支給平均額は令和4年度予算に計上した単価である。 ・通学用品費は実績が無いため0円である。
熊本県	益城町	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	21,890	19,589					・1年生において、通学用品費の支給は0円。 ・修学旅行費は、支給額（21,890円）と実費のいずれかで少ない額。平均支給額は、修学旅行費の合計額を修学旅行費の支給対象者の合計で割って算出。
熊本県	甲佐町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	6,464								○			○	22,690	22,335					
熊本県	山都町	○						○	11,640			○						○	51,110													○			○	21,580	19,638					
熊本県	五木村	○						○	13,900			○						○	51,060													○	○	10,880								医療費について、本村は高校生まで無償のため。
熊本県	氷川町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	22,929								校外活動費（宿泊を伴うもの）および医療費は実績なし
熊本県	芦北町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	16,600					
熊本県	津奈木町	○						○	11,630			○						○	54,060													○						○	22,690			
熊本県	錦町	○			○	※	※					○						○	43,200													○			○	14,500	14,500					※上限額：小1のみ　10,500円、小2～6　12,400円　　支給平均額：小1のみ　10,500円、小2～6　12,229円
熊本県	多良木町	○						○	11,630		1年生のみ9,360円	○						○	54,060													○			○	22,690	22,658					
熊本県	湯前町	○			○	11,630	11,630					○						○	54,060													○	○	26,680								
熊本県	水上村	○						○	11,630			○						○	54,060													○						○	8,000			
熊本県	相良村	○						○	11,420		1年生11,420円 2～6年生13,650円	○						○	9,950													○						○	15,000			

(2) 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

(1) 費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項
46	46	46	0	0	6	6	6	40	40	1	6	45	0	0	4	4	4	42	42	0	0
熊本県	熊本市	○						○	22,730			○						○	60,000		
熊本県	八代市	○						○	22,730			○						○	60,000		
熊本県	人吉市	○						○	23,870			○						○	22,900		
熊本県	荒尾市	○						○	22,730			○						○	60,000		
熊本県	水俣市	○						○	22,730			○						○	60,000		
熊本県	玉名市	○								○		○						○	60,000		
熊本県	山鹿市	○						○	22,730			○						○	60,000		
熊本県	菊池市	○						○	22,730			○						○	60,000		
熊本県	宇土市	○						○	22,730			○						○	60,000		
熊本県	上天草市	○						○	22,730			○						○	60,000		
熊本県	宇城市	○						○	22,730			○						○	60,000		
熊本県	阿蘇市	○						○	22,730			○						○	47,400		
熊本県	天草市	○			○	26,050	24,946					○			○	22,900	22,900				
熊本県	合志市	○						○	22,320			○						○	47,300		
熊本県	美里町	○						○	22,730			○						○	60,000		
熊本県	玉東町	○						○	22,730			○						○	60,000		
熊本県	南関町	○			○	22,730	22,730	○	22,730			○			○	60,000	60,000	○	60,000		
熊本県	長洲町	○						○	22,730			○						○	53,580		
熊本県	和水町	○						○	22,730			○						○	60,000		
熊本県	大津町	○						○	22,730			○						○	60,000		
熊本県	菊陽町	○						○	25,000		※	○						○	60,000		
熊本県	南小国町	○						○	※24,550		1年生のみ22,320円	○						○	23,550		
熊本県	小国町	○						○	22,730			○						○	60,000		
熊本県	産山村	○						○	22,320			○						○	23,550		
熊本県	高森町	○						○	20,866		※										
熊本県	西原村	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000				
熊本県	南阿蘇村	○						○	22,730			○						○	49,550		
熊本県	御船町	○						○	22,730			○						○	60,000		
熊本県	嘉島町	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000				
熊本県	益城町	○						○	22,730			○						○	60,000		
熊本県	甲佐町	○						○	22,730			○						○	60,000		
熊本県	山都町	○						○	22,740			○						○	57,980		
熊本県	五木村	○						○	25,000			○						○	60,000		
熊本県	氷川町	○						○	22,730			○						○	60,000		
熊本県	芦北町	○						○	22,730			○						○	60,000		
熊本県	津奈木町	○						○	22,730			○						○	60,000		
熊本県	錦町	○			○	※	※					○						○	48,000		
熊本県	多良木町	○						○	22,730		1年生のみ20,460円	○						○	60,000		
熊本県	湯前町	○			○	22,730	22,730					○						○	60,000		
熊本県	水上村	○						○	22,730			○						○	60,000		
熊本県	相良村	○						○	22,320		1年22,320円、2・3年生24,550円	○						○	11,775		

都道府県	市町村名	通学費										修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項
46	46	8	6	5	2	2	2	0	0	0	4	46	20	20	20	20	20	6	6	1	3
熊本県	熊本市	○	○	12,620								○	○	42,688							
熊本県	八代市	○	○	50,823								○	○	32,630							
熊本県	人吉市											○			○	54,800	20,300				
熊本県	荒尾市	○			○	80,880	0					○			○	60,910	45,915				
熊本県	水俣市											○	○	66,913							
熊本県	玉名市											○			○	60,910	51,289				
熊本県	山鹿市											○			○	60,910	37,100				
熊本県	菊池市	○	○	0								○	○	37,364							
熊本県	宇土市	○			○	80,880	0				実績なし	○			○	60,910	29,699				
熊本県	上天草市	○	○	0							実績なし	○	○	53,591							
熊本県	宇城市											○			○	60,910	51,791				
熊本県	阿蘇市											○			○	56,670	50,817				
熊本県	天草市											○	○	41,376							
熊本県	合志市											○	○	51,288							
熊本県	美里町	○	○	0							「通学費」の設定はあるが、実績なし	○	○	46,500							昨年の平均額を記入しております
熊本県	玉東町											○			○	60,910	44,500				
熊本県	南関町											○			○	60,910	60,910			○	実費
熊本県	長洲町											○			○	60,910	36,600				
熊本県	和水町											○	○	48,333							
熊本県	大津町											○			○	60,910	10,715				
熊本県	菊陽町	○	○								実績なし	○	○	51,854							
熊本県	南小国町											○	○	69,208							
熊本県	小国町											○	○	69,880							
熊本県	産山村											○	○	60,000							
熊本県	高森町											○	○	12,600							※
熊本県	西原村											○			○	60,910	0				
熊本県	南阿蘇村											○	○	60,910							
熊本県	御船町											○			○	60,910	60,910				
熊本県	嘉島町											○	○	60,910							
熊本県	益城町											○			○	60,910	13,131				
熊本県	甲佐町											○			○	60,910	36,423				
熊本県	山都町											○			○	57,720	52,221				
熊本県	五木村											○						○	60,860		
熊本県	氷川町											○	○	51,428							
熊本県	芦北町											○			○	60,910	42,600				
熊本県	津奈木町											○						○	60,910		
熊本県	錦町											○			○	35,000	35,000				
熊本県	多良木町											○			○	60,910	60,000				
熊本県	湯前町											○	○	80,000							
熊本県	水上村											○						○	30,000		
熊本県	相良村											○						○	55,000		

都道府県	市町村名	(5)補足事項	7. その他 就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足があればご記入ください。
46	46	23	2
熊本県	熊本市		
熊本県	八代市	体育実技用具費、医療費:実績なし	
熊本県	人吉市	【学用品費】中1:21,700円、中2～3:23,870円 【修学旅行費】新型コロナウイルス感染対策により中止とした学校あり 【給食費】282円×実施回数支給	
熊本県	荒尾市	・通学費は、実績がありません。 ・医療費及び学校給食費は、令和4年度予算に計上した単価です。	
熊本県	水俣市		
熊本県	玉名市	・学用品費(学用品費、通学用品費及び校外活動費(宿泊を伴わないもの)):1年　25,040円、2.3年　27,310円 ・クラブ活動費:運動部　21,000円、文化部　6,000円	
熊本県	山鹿市	①2年生以上が対象 ②実績なし	
熊本県	菊池市	通学費、医療費は実績なし。給食費の平均支給額は令和4年度の予算計上平均単価。	
熊本県	宇土市		
熊本県	上天草市	通学費及び医療費は支給実績なし。	
熊本県	宇城市		
熊本県	阿蘇市		
熊本県	天草市		
熊本県	合志市		
熊本県	美里町		
熊本県	玉東町	学校給食費については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済支援として、保護者負担が発生していないため0円としています。	
熊本県	南関町		
熊本県	長洲町	学用品費及び通学用品費は合算して支給している。(学用品費に合計した支給金額を記載) 医療費は実績がないため0円とする。	
熊本県	和水町	(1)の校外活動費(宿泊を伴わないもの)については、費目の設定をしているが、実績がなかったため0としています。	
熊本県	大津町		
熊本県	菊陽町	学用品費については、1年生は22,730円。	
熊本県	南小国町		
熊本県	小国町	・校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額0円は、実績がなかったため。 ・医療費の支給平均額0円は、申請がなかったため。 ・学校給食費の支給平均額は、令和4年度予算計上単価。	
熊本県	産山村		
熊本県	高森町	学用品費　1，3年生23,000円　2年生15,000円 修学旅行費　2年生68,000円　3年生50,000円(昨年度の12,600円は修学旅行中止のため代わりの1日旅行費)	
熊本県	西原村	修学旅行支給平均額0円➡コロナにより中止になったため	
熊本県	南阿蘇村		
熊本県	御船町	(1)費目毎の援助額、修学旅行費の支給平均額について、令和2年度・令和3年度ともに実績額がないため、令和4年度予算に計上した単価を記入しております。	
熊本県	嘉島町	・学用品費、新入学児童生徒学用品費等・修学旅行費の支給平均額は令和4年度予算に計上した単価である。 ・通学用品費は実績が無いため0円である。	
熊本県	益城町	・1年生において、通学用品費の支給は0円。 ・修学旅行費は、支給額(60,910円)と実費のいずれかで少ない額。平均支給額は、修学旅行費の合計額を修学旅行費の支給対象者の合計で　割って算出。	
熊本県	甲佐町	2泊3日で集団宿泊を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から日帰りでの実施となったため。	
熊本県	山都町		
熊本県	五木村	医療費について、本村は高校生まで無償のため。	
熊本県	氷川町	校外活動費(宿泊を伴うもの)および医療費は実績なし	新型コロナウイルス感染症の影響をふまえた申請期限の延長や遡及認定を行った
熊本県	芦北町		
熊本県	津奈木町		
熊本県	錦町	※上限額:中1のみ　20,000円、中2～3　21,800円　　支給平均額:中1のみ　19,385円、中2～3　21,800円	
熊本県	多良木町		
熊本県	湯前町		
熊本県	水上村		
熊本県	相良村		

		Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について																														
		1．就学援助制度の周知方法																														
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）											（3）　就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）						（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）								（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他（内容を（2）に記入してください）	（2）（1）のコの内容	ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他（内容を（4）に記入してください。）	（4）（3）のオの内容・補足事項	ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会	キ．その他（内容を（6）に記入してください。）	（6）（5）のキの内容	ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間給援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
熊本県	山江村	○					○	○							○				○								○					
熊本県	球磨村				○		○	○					○						○								○					
熊本県	あさぎり町	○	○	○		○	○	○	○						○					○							○					
熊本県	苓北町	○				○	○	○							○				○													
熊本県	氷川町及び八代市中学校組合	○			○	○	○	○							○				○											○		

	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）
	令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	＜小学校＞ （1） 実施・検討状況について							＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるものを全て に○）											＜小学校＞ （7）（4）でア．イ．ウ．エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（7の場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるものを全て に○）					
		ア．入学前支給を行っ	イ．入学前支給を行っ	ウ．入学前支給を行っ	エ．そもそも新入学学用	オ．そもそも対象者がい	カ．その他（内容を（2）		ア．令和3年度（令和	イ．令和4年度（令和	ウ．令和5年度（令和	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入	ア．教育委員会の	イ．自治体の広報	ウ．就学案内の書	エ．就学時健康診	オ．学校の入学前	カ．域内の幼稚園	キ．域内の小中学	ク．民生委員やス	ケ．小学校入学予	コ．その他（内容									
熊本県	山江村			○																																○	入学確定後に、現年度予算で支給しているため	
熊本県	球磨村					○																																	
熊本県	あさぎり町	○							○											○		○		○					○										
熊本県	苓北町			○																															○	○			
熊本県	氷川町及び八代市中学校組合					○																																	

																																		3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）							
																														（1） 当てはまるもの１つに○をしてください。							
		＜中学校＞ （1） 実施・検討状況について							＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全て に○）							ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準に	イ．新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他（内容を（2）に記入してください。）	（2）（1）のキの内容
都道府県	市町村名	ア．入学前支給を	イ．入学前支給を	ウ．入学前支給を	エ．そもそも新入学	オ．そもそも対象者	カ．その他（内容を		ア．令和3年度	イ．令和4年度	ウ．令和5年度	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入	ア．予算の確保が	イ．規則改正など	ウ．認定回数が増	エ．（入学前支給	オ．その他（内容													
熊本県	山江村			○																						○	入学確定後に現年度予算で支給しているため			○						
熊本県	球磨村					○																								○						
熊本県	あさぎり町	○							○											○								○								
熊本県	苓北町			○																			○	○						○						
熊本県	氷川町及び八代市中学校組合	○							○											○														○	特に検討していない

都道府県	市町村名	4. 就学援助制度の模擬規定・認定基準について																						5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																		(4) (3)でソ, タ又はチに○をした場合, 生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	(5) (3)でツに○をした場合, 市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	(6) (3)でテと回答した場合, その他の基準の内容	(7) 補足事項	4. (3)でソ, タに○をした場合, 平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い, 見直し前と比べて, 生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応										
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由して	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額, 又は同基準額に一定の係数を	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最	テ. その他（内容を(6)に記入してください。）	係数（倍率）	係数（倍率）			ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じな	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じる	エ. その他（(3)に内容を記載してください	(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ, 反映させないとした場合, いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																								(1) 令和4年4月以降, 準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		(2) (1)にて「ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）」と回答した場合, 令和4年4月以降, 生活保護基準見直しにより, 従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合, 生活保護基準見直しの影響に対して, 何らかの対応を行っているか。									令和3年度
熊本県	山江村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																		15%未満
熊本県	球磨村	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○																				20%未満
熊本県	あさぎり町																	○				1.3					○						平成24 12	15%未満
熊本県	苓北町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○						○			その他の事情で経済状態が悪く, 学校納付金等の支払に困っている（民生委員意見書提出）。要領で定める判断基準の所得基準額以下。										10%未満
熊本県	氷川町及び八代市中学校組合																		○			1												10%未満

7. 令和4年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1） 費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										（5）補足事項
熊本県	山江村	○						○	9,600			○	○	0																		○	○	0								・令和3年度支給平均額については、年度途中認定者がいたため端数あり。 ・新入学児童生徒学用品費については全入学生へ就学祝金として1人30,000円を支給しているため実績なし。 ・修学旅行費については、コロナウイルス感染症拡大防止のため実施なし。
熊本県	球磨村	○						○	14,000		※小1　12,000円 小2～6　14,000円	○						○	25,000													○						○	17,000		
熊本県	あさぎり町	○						○	11,630			○						○	51,060													○						○	8,490		
熊本県	苓北町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	22,670				
熊本県	氷川町及び八代市中学校組合																																								

| 都道府県 | 市町村名 | （2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |